橿原市規則第14号

橿原市風致地区条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月21日

橿原市長

橿原市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市風致地区条例(平成24年橿原市条例第48号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風致地区内における行為の許可申請又は協議)

- 第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者又は同条第3項の規定による協議をしようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。
 - (1) 風致地区内行為許可申請(協議)書(様式第1号)
 - (2) 設計書(様式第2号の1から様式第2号の6までのうち該当するもの。)
 - (3) 別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる図書
- 2 条例第2条第1項の規定により許可を受けた事項又は同条第3項の規定により協議した事項を変更しようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。ただし、変更の箇所がない書類については、省略することができる。
- (1) 風致地区内行為変更許可申請(協議) 書(様式第3号)
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる書類のうち当該変更の箇所を明示したもの (許可又は不許可の通知)
- 第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可 したときは風致地区内行為許可書(様式第4号)を、不許可にしたときは風致地区内行為 不許可通知書(様式第5号)を交付する。

(公共団体)

- 第4条 条例第2条第3項の規則で定める公共団体は、次に掲げるものとする。
 - (1) 独立行政法人都市再生機構
 - (2)独立行政法人森林総合研究所
 - (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
 - (4)独立行政法人高齢者・障害・求職者雇用支援機構

- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人国立文化財機構
- (11) 奈良県住宅供給公社

(風致地区内における行為の通知)

- 第5条 条例第3条の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。
 - (1) 風致地区内行為通知書(様式第6号)
 - (2) 設計書(様式第2号の1から様式第2号の6までのうち該当するもの。)
 - (3) 別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる図書
- 2 条例第3条の規定により通知した行為の内容を変更しようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。ただし、変更の箇所がない書類については、 省略することができる。
- (1) 風致地区内行為変更通知書(様式第7号)
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる書類のうち当該変更の箇所を明示したもの (許可標識の掲示)
- 第6条 第3条の規定により許可を受けた者は、許可を受けた行為の期間中、当該行為地の 見やすい場所に風致地区内行為許可標識(様式第8号)を掲示しておかなければならない。 (許可申請の取下げ等)
- 第7条 第2条第1項の規定により許可の申請又は協議の申出を行った者は、当該申請又は申出を取り下げるときは、風致地区内行為許可申請(協議)取下げ届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。
- 2 第3条の規定により許可を受けた者、条例第2条第3項中段若しくは後段の規定による 協議を行った者又は条例第3条の規定による通知を行った者は、当該許可、協議又は通知 に係る行為の全部又は一部を取りやめたときは、風致地区内行為取止め届(様式第10号) により市長に届け出なければならない。

(植栽面積の算定)

- 第8条 条例第5条第1項第1号ア(エ)の植栽の面積は、別表第2(5の項を除く。次項 において同じ。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定する。この場 合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。
- 2 条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、 別表第2 (森林の区域(市街化区域を除く。)における土地の開墾その他の土地の形質の 変更に係る木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積にあっては、3の項及 び4の項を除く。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定する。この 場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。
- 3 前項の場合において、条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が 行われる土地が、別表第2の5の項左欄の区分に該当するときは、当該右欄の面積につい て算定することができる。

(地位の承継)

- 第9条 条例第6条第1項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書(様式第11号)を市長に2部提出しなければならない。
- 2 条例第6条第2項の規定による承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書(様式第12号)を市長に2部提出しなければならない。 (行為完了の届出)
- 第10条 第3条の規定による許可を受けた者は、当該行為が完了した日から5日以内に、 風致地区内行為完了届出書(様式第13号)に各立面ごとの完成写真を添付のうえ市長に 届け出なければならない。

(身分証明書)

- 第11条 条例第9条第2項の規定による当該職員の身分証明書は、様式第14号とする。 (その他)
- 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

行為	添付すべき図書
1 条例第2条第1項	1 行為地、方位、道路及び目標となる地物を明示した25
第1号に掲げる行為	00分の1以下の付近見取図(以下「付近見取図」という。)
	2 現況図
	3 行為の施行方法を明らかにした配置図、平面図、断面図
	及び二面以上(正面、側面図)の色刷りの立面図(建築物の
	場合は四面とする。)
	4 植栽の状況及び植栽の計画を明らかにした図面(建築物
	の新築の場合に限る。)
	5 登記事項証明書(建築物の場合に限る。)
	6 地籍図(登記所に備え付けられている場合に限る。)
	7 その他市長が必要と認める図書
2 条例第2条第1項	1 付近見取図
第2号に掲げる行為	2 現況図
	3 色彩の変更部分を明らかにした図面で市長が認めるも
	Ø
	4 その他市長が必要と認める図書
3 条例第2条第1項	1 付近見取図
第3号、第4号、第6	2 現況図
号及び第7号に掲げ	3 行為の施行方法を明らかにした平面図、断面図、構造図
る行為	及び法面断面図
	4 植栽の状況及び植栽の配置を明らかにした図面
	5 登記事項証明書
	6 地籍図(登記所に備え付けられている 場合 に限る。)
	7 その他市長が必要と認める図書
4 条例第2条第1項	1 付近見取図
第5号に掲げる行為	2 現況図
	3 行為の施行方法を明らかにした図面で市長が認めるも

の

- 4 登記事項証明書
- 5 地籍図(登記所に備え付けられている場合に限る。)
- 6 その他市長が必要と認める図書

別表第2(第8条関係)

区 分	面積
1 高木 (高さが2.5メートル以上の樹木 をいう。以下同じ。)	1本につき7平方メートル
2 中木(高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)	1本につき3平方メートル
3 低木 (高さが 0.5メートル以上 1メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)	1本につき1平方メートル
4 芝生等	水平投影面積
5 樹林又は群植	水平投影面積

備考

- 1 高木、中木及び低木の1本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平 投影面積がこの表の右欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定 することができる。
- 2 高さが0.5メートル未満の樹木は、芝生等に含むものとする。
- 3 高さが1メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

許可申請 風致地区內行為 協 議 書

年 月 日 (宛先) 橿原市長 申請者 協議者 住 所 氏 名 印 (電話) 代理人 住 所 氏 名 印

> (法人の場合には主な事務所の所在地 及び名称並びに代表者氏名)

橿原市風致地区条例第2条 第1項 の規定による風致地区内の行為の 許可 を 受け たいの 第3項 協議 得

で下記のとおり関係図書を添えて 申請 します。 協議

	**-				
	(ア) 建築物その他の	L作物の (エ)	水面の埋立て又は干拓		
	新築、改築、増築又	(オ)	木竹の伐採		
 1 行為の種類	(イ) 建築物その他の	工作物の (カ)	土石の類の採取		
	色彩の変更 (お) 夕地の海は、土地の	の盟銀子 (キ)	屋外における土石、廃棄物		
	(ウ) 宅地の造成、土地	2011 E.C.			
	の他の土地の形質の	変更 又	は再生資源の堆積		
2 行為の目的		5 行為地の			
及び理由		地貌			
3 行為地の所在		a C X a thuss	着手予定 年 月 日		
地(地名・番地)		6 行為の期間	完了予定 年 月 日		
	(ア)田(イ)畑(ウ)宅地				
4 行為地の地目	(エ)山林 (オ)原野	7 行為の内容	関係図書別添		
	(カ)その他()				
※摘 要					
設 計 者	住 所	氏	名 電話		
工事施工者	住 所	氏	名 電話		
		•	•		

- 注 1 申請者又は協議者は本人とします。許可申請を代理人がする場合は、別に委任状を添付してください。
 - 2 「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の1部」と記入してください。
 - 3 1、4については該当事項に○印を付けてください。
 - 4 2、5については、具体的にわかりやすく記入してください。なお、5の「行為地の地貌」については、傾斜地平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、その他の工作物等の有無を記入してください。
 - 5 ※印欄は、記入しないでください。

建 築 物 設 計 書

建筑版の毎回		エ		事	櫻	ŧ		要			
建築物の種別 と工事の種別			申 請 部 分	申請以外 の部分	合	計		構造、	屋根、	外壁、	階数等
	1 敷 地	面積			(A)	m²					
	2 建 築		m²	m²	(B)	m²					
-		は改築前)	(m²)		(m²)	11			14	
_	(B) / (A)		2	2		%	構造			階数	
		床 面 積 は改築前)	m²	m²	/	m²					
			(m²)	700	(m²)					
		の 棟 高 は改築前)	(m)	m	(m m)				※ 15	摘要
	6外壁の	道路側	m	m	`	m					
地上に	後退距	その他	m	m		m	12 屋根				
設ける建	離 「滅失又)	(道路側)	(m)		(m)	上瓜				
築物で仮 設でない	は改築	(その他)	(m)		(m)					
ものの	<u>し前 ノ</u> 7植栽の	高木	本	本	`	本		1			
(ア) 新築 (イ) 改築	状況	中木	本	本		本					
(ウ) 増築		低木	本	本		本					
(エ) 移転			·	/*		<u> </u>					
		樹木によ る植栽面 積	m²	m²		m²					
		芝生等	m²	m²		m²	13				
	0 43	計	m²	m²	(C)	m²	外壁				
		地 率)×100				%					
	9 用	途 は改築前)									
-	10 色 彩	屋根									
	10 色 彩	外 壁									
I 地下に 設ける建	1 敷 地	面積				m²				※ 6	摘要
築物の	2 地下占	i用面積	m²	m²		m²	5				
築物の (ア) 新築 (イ) 改築		床面積	m²	m²		m²	構造				
(ウ) 増築 (エ) 移転	4 建築 小土かる	物の最い原	m	m		m					
[仮設の			m	m		m m²					
整物の 📗	2 建 築		m²	m²		m²	8			10	
(7) 新築 (1) 改築		 床 面 積	m²	m²		m²	構造			外壁	
(ウ) 増築 (エ) 移転		の棟高	m	m		m					
一个物	5 用	途								※ 11	摘要
	6 色彩	屋 根									
	□ <i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	外 壁					9 屋根				
	7 設置	期間	自			日					
			至			日					
2 「工 3 1つ 4 「外 5 「植 6 II-	築物の種別と 事概要」欄に かの建築退物で 壁の状況」及 ・3の「延べよ」 間には、 記欄には、記	ついては、 地階がある 能」欄は、最 び「緑地率」 面積」は、地	空欄には事 場合は、地 短部分の距 については 1階部分のみ	項又は数字 階部分につ 離を記入し 、新築の場	を記入 いてくだ 合のみ	してく Ⅱにい。 記入し	ください o記入し	、 してくか	どさい。	ださい。	

- 注
 - 2 3

工 作 物 設 計

工作物の種			エ		事	,	概		要				
別と工事の 種別				申請部	『分	申請以外 の 部 分	合	計	桿	声	そ	の	他
	1	工作物の種類	類						6 構造				※7摘要
	2	敷地面積			m²	m²		m²					
I 地上に 設ける工作	3	水平投影面 (改築前			m²	m²		m²					
物で仮設で ないものの	規	(90,70)		(m²)		(m²)					
(ア) 新築 (イ) 改築	模	高 (改築前	さ)		m	m							
(ウ) 増築 (エ) 移転		(4,7,11)		(m)		(m)					
		その (改築前		()		()					
		(改築前)	()		()					
	4	色 彩											
	5	用 途											
Ⅱ 地下に	1	工作物の種類	類						5構造				※6摘要
設ける工作 物の (ア) 新築 (イ) 改築	2 規 模	水平投影面 その他 (漬)		m²	m²		m³					
(ウ) 増築 (エ) 移転	3 ±	工作物の最/ 上かぶり厚	ト		m	m							
	4	用 途											
	1	工作物の種類	類						4 設置	自	年		月 日
Ⅲ 仮設の 工作物の	2	水平投影面	膹		m²	m²		m²	期間	至	年		月日
(ア) 新築 (イ) 改築	規	高 さ			m	m			5 構造				※ 6 摘要
(f) 增築 (z) 移転	模	そ の 他 ()										
	3	用 途											

- 「工作物の種別と工事の種別」欄については、該当番号及び符号に〇印を付けてください。

 - が2つ以上になるときは、個々の面積と合計面積を記入してください。
 - 5 Ⅰ-3、Ⅱ-2、Ⅲ-2の「規模」の欄中「その他」欄には、長さ、幅員、面積、容積等を記入してくださ
 - 6※印欄には、記入しないでください。

土地形質の変更・土石類の採取・水面の埋立・干拓設計書

		(ア) 建築物	物の	4	行為面積			※ 10	摘要
	1 行為場所	敷地内(イ) 建築物	<i>⁄</i> n∕O		切 土		m²		
		敷地外	<i>4</i> • <i>7</i>		90 I		m³		
	2 隣接地の			5 移	盛土		m³		
I 土地形 質の変更	現況			動	客 土		111		
員少及人				土	• •		m³		
	3 造成等に 係る土地の	森林の 区域内	m²	量	その他(m³		
	面積	森林の		6	生じる法				
		区域外 計 (a)	m²		iの最高高 跡地の処		m		
		計 (a)	, m²		- 跡地の処 !方法				
	8 植栽の状		木竹				-31		
	況		される の面積	る土地 青	が施され 土地の面		計		
		高 木		本	1	本	本		
		中 木		本		本	本		
		低 木		本		本	本		
		樹木による		2		2	2		
		植栽面積 芝生等		m² m²		m² m²	m² m²		
		樹林又は郡							
		植		m²		m²	m²		
	0 43 14 33	計		m²		m² (l	o) m²		
	9 緑地率 (b)/(a)	×100					%		
	1 採取区域 面積		m²		採取土石 「の種類			※ 6	摘要
II 土石類 の採取	2 採取量		m³	5	跡地の処				
	3 採取方法	(ア)横 坑 城 (イ)たて坑城 (ウ)斜 坑 城 (エ)その他(Ē Ē	理	方法				
Ⅲ 水面の	1 水面面積		m²	4	工事方法			※ 6	摘要
埋立・干	2 埋立(又 は干拓)面積		m²		跡地処理				
	3 隣接地の 現況			方	法 				

- 注 1 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの行為のうち該当する行為にだけ○印を付け、該当行為欄に、○印、事項、数字 等を記入してください。

 - ただし、行為が2つ以上にまたがるときは、それぞれについて同様に記入してください。 2 I-2、II-3の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、
 - その他の工作物等の有無を記入してください。 3 I-4の「移動土量」欄の「その他」に該当する場合は、「掘さく搬出」等事項を具体的に記 入してください。
 - $4 \quad I-6$ の「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても、芝 付けコンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入してください。
 5 Ⅱ-3の「採取方法」欄の「その他」に該当する場合は、事項を具体的に記入してください。
 6 ※印欄には、記入しないでください。

木竹類伐採設計書

	I		(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交 樹林	4 伐採区 域面積	m² a	※9 摘 要	
	森林地内の伐採	1 林 相	(占領面積比 針:広) (エ) 竹林	5 伐採量6 伐採方法	m³ (7) 皆 伐 (4) 択 伐 (択伐率 %)		
	採	2 林令又は 林令範囲		7 伐採主 要樹種			
		3 隣接地 の現況		8 伐採跡地 の処理方法			
	I I 1			2 伐採区 域面積	m²	※7 摘 要	
п	果団を成す立木竹の場合				(7) 皆 伐 (イ) 択 伐 (択伐率 %)		
森林	立木	1 隣接地の 現況		4 伐採量	本		
森林地外の伐採	竹の場合				5 伐採主 要樹種		
採				 6 伐採跡地の 処理方法			
	II 2 独 立	1 樹種名	2 樹 令 3	樹 高 4	目通幹 数 量まわり	k ※6 摘 要	
	独立木の場合	:	約年	m	m		

- 注 1 【、II、II 1、II 2については該当する番号に○印を付けてください。なお、該当行為が2つ以上にわたる場合は、それぞれに○印を付けてください。
 - 2 I-6、 $\Pi-\Pi$ 1-3 については該当する符号に〇印を付けてください。また、(イ)に該当する場合は択伐率を括弧内に記入してください。

 - 4 I-6-(1)、II-II1-3-(1)の「択伐率」は伐採区域における総材積に対する択伐量です。
 - 5 I-8、I-II1-6の「伐採跡地の処理方法」欄には、植栽、放置等を記入してください。
 - 6 Ⅲ 2-4の「目通幹まわり」とは、1.5mの地上高の幹周長で、双幹以上のものは、各幹まわりの合計の70%を採り、1.5mのところが枝の分かれ目のときは、すぐ上部の寸法を採用してください。
 - 7 ※印欄には、記入しないでください。

色彩変更設計書

1 変更するものの種類		※7 摘要
2 現在の色彩		
3 変更後の色彩		
4 変更場所の地盤面からの高	m destm	
5 変更面積	m²	
6 変更するためて用いる材料収は 塗料の種類		

※月欄ごは記入しないでください。

屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積設計書

		(ア)	建築物の	3	行為地の面積		m²	% 7	摘 要
1	行為場所		敷地内	4	堆積の規模				
	(イ) 建築物の 敷地外		(面) 積・ 高 さ・ その他						
2	隣接地の 現況			5	堆積物の種類	(ア) (土 石)		
	9606					(A) (廃 棄物)		
						(ウ) (再生資源)		
				6	植栽等の措置				

- 注 1 2の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、そ の他の工作物等の有無を記入してください。
 - 2 4の「堆積の規模」欄には、堆積の水平投影面積、高さのほか延長、体積等を記入してください。
 - 3 5の「堆積物の種類」欄は、該当符号に○をつけ、それぞれの括弧内に、具体的に記入してください。
 - 4 6の「植栽等の措置」欄には、植樹する樹木名、本数、高さのほか、塀などによる堆積物の遮蔽に関する措置を具体的に記入してください。
 - 5 ※印欄には、記入しないでください。

		風致均	也区内	1 行	為	変	更	許可協		書					
(宛先)	橿原市長							743	HIX			年	月		日
							申請者 協議者	住所					10000		
								代理人	氏名 (電話 住所)	
								氏名	(電話					(1)	
										- の場合に 及び	こは主力 名称立	な事務月 をびに代	「の所 法者」	在地)
	奈良県風致地区条例	笛9冬	第1項		が担合	セルフ	より	許可を受	けた	東頂を	·亦审ì	たいの	7 8		
	不以外域及地区不 例	1 77 2 7 7	第3項		ノ が近人	EIC	Д У	協議した	· •	予 人人	変文し	.7CV .02			
下記	このとおり関係書類を	添えて変		申請		をし	ます。								
			t	劦 諱	轰										

1 許可日	年 月 日	2 許可番号	第	号
3 許可を受け た行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の 改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の 色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾 その他の土地の形質の変	(オ) 木竹の付 の (カ) 土石の類 (キ) 屋外にま 麗 廃棄物又	の採取	
許可を受けた 行為の目的及 び理由		5 行為地の所在地		
6 変更の理由		7 変更に係る行為の内容	関係図書別添	
※ 摘 要				

- 注1 申請者又は協議者は本人とします。変更許可申請を代理人がする場合は、別に委任状を添付してください。
 - 2 「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。
 - 3 3については、該当事項に○印を付けてください。
 - 4 6については、具体的にわかりやすく記入してください。
 - 5 ※印欄は、記入しないでください。

ってください。

風致地区内行為許可書

年 月

日

							·		
住	所								
氏	名			†	策				
						橿原市	툿		印
	東市風致		第 5 条第	1項の	基準に適	.風致地区内 合するもの 可します。			
行	為 地	:	橿	原市			町		
行為	為内容	:							
許可	了条件	:							
	: 意 許可を受	·けた行為の)期間中、別	添の風磁	地区内行	為許可標識を誇	♥置 してくだ	さい。	

・本許可のほか、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その許認可等を受けた後に行為を行

風致地区内行為不許可通知書

								年	月	日	
住	所										
氏	名			柞	羕						
							橿原ī	市長			印
に。	年 より不許可		日に申請(-	のあり	りまし	た風致地	区内にお	ける行為	為につい	ては、次の)理由
		,									
;	行為地	:	橿	原	市		Ħ	1			
行為	為内容	:									
不記	许可理由	:									

- 1 この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、処分があったことを知った 日の翌日から起算して6ヶ月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算して 6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えはでき ません。)に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として提 起することができます。
- 3 処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づく異議申立て等をした場合、処分の取消しの訴えは、当該異議申立て等に対する裁決の送達等を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として提起することができます。

風致地区内行為通知書

年 月 日

(宛先) 橿原市長

通知者 住所 氏名 (電話) (法人の場合には主な事務所の所在地) 及び名称並びに代表者氏名

橿原市風致地区条例第3条の規定により下記のとおり行為の通知をします。

1 行為地の 所 在 地	橿原市	町	番地	2 行 の期	· 為 間	着手予定		年年	月 月	日日
3 行為地の地目	(ア)田 (-	イ)畑 (ウ)宅地	<u>,</u> (:	エ)山林 ((才)	原野 (カ)そ	の他()
行為の種類		彳	Ţ	為の	内	容				
4 建築物の	工事種別		改築	(ウ)増築	(エ	.) 移転	 _屋			
(ア)新築	敷地面積	m²	_ 構							
(イ) 改築	建築面積 延べ床面積	m² m²					根			
(ウ) 増築 (エ) 移転	高さ	m					-			
(二) 移転	用途		造				外			
	色屋根		屋							
	彩		根				壁			
The falls of the second	工事種別	(ア)新築(イ) 改) 樂(-) 移	転				
5 建築物以外 の工作物の	工作物の		صد ا	高さ		m	構			
(ア) 新築	種 類		規 	その他	ì		"'			
(イ) 改築	敷地面積	m²		[[[]]]			\/ // :			
(ウ) 増築 (エ) 移転	用 途		模	面積等			造 			
(-) 1944	色 彩									
6 建築物その他 の工作物の色彩	変更するも のの種類					変更後0	り色彩			
の変更	現在の色彩					変更正	面積			m²
7 土地の形質の	行為目的			行 為 面	積					m²
変更の出立。エ	跡地の処理		٦	行為によっ		切土		盛土		
8 水面の埋立・干 拓	方法		規	生じる法高	j	部分	m	部分		m
9 土石類の採取 10屋外における土	採取土石 の種類			その他(長さ・幅』	∄・					
石、廃棄物又は 再生資源の堆積	堆積物件の 種類		模	面積等)						
	. =	林地の場	合	1		独		木の	場合	ì
	行為目的					行 為		ĸ		
 11 木竹の伐採	伐 採 面 積	ŧ _			m²	樹	•	前		m
//-//-	伐 採 方 法	(ア) 皆伐	(イ)択伐		1.5mの 幹の周囲				•••
	 跡地の処理方	注				樹		静約		 年
ン・ 「仁子の発布」					2.2.			111 NU 16€ DL L J		·

- 注1 「行為の種類」欄については、該当行為に〇印を付けてください。なお、該当行為が2種以上にわたるときは 該当行為のそれぞれに〇印を付けてください。
 - 2 「行為の内容」欄については、空欄には該当事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては、該当事項に○印を付けてください。
 - 3 4、5の「行為内容」中、4の敷地面積を除き建築面積等行為部分についてだけ記入してください。
 - 4 7の「土地の形質の変更」は、宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更です。

(宛先) 橿原市長

風致地区内行為変更通知書

年 月 日 申請者 協議者 住所 氏名 印 (電話) 代理人 住所 氏名 印 (電話) 法人の場合には主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

橿原市風致地区条例第3条の規定により通知した風致地区内における行為の内容を変更 したいので、橿原市風致地区条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 許可日	年 月 日	2 許	可番	号	第 号
3 許可を受けた 行為の種類	(ア) 建築物その他の工 新築、改築、増築又は(イ) 建築物その他の工 色彩の変更(ウ) 宅地の造成、土地のの他の土地の形質の変	移転 作物の 開墾そ	(エ) (オ) (カ) (キ)	木付 土石 屋夕	面の埋立又は干拓 竹の伐採 5の類の採取 小における土石、廃棄物 再生資源の源の堆積
4 許可を受けた 行為の目的及び 理由		5 行	為地の別	斤在	
6 変更の理由		7 変 為の	更に係る 内容	6行	関係図書別添
※ 摘 要					

様式第8号(第6条関係)

	風致地区内行為許可標識													
許	可	,	番		橿原市指令	第	뭉							
許	可	年	月	月	年	月	日							
申		請		者										
行		為		主										
エ	事	施	行	者										
設		計		者										

注 標識の大きさは、縦25センチメートル、横35センチメートル程度とする。

風致地区内行為許可申請(協議)取下げ届

			年	月	日
(宛先)	橿原市長				
	届出者				
	協議者	住所			
		氏名			印
		(信	直話)
	代理人	住所			
		氏名			印
			直話)
		場合には び名称並			

次のとおり風致地区内行為許可申請(協議)書を取り下げたいので、橿原市風致地区条例 施行規則第7条第1項の規定により届出します。

1 申請(申出)日	年 月 日
3 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の 新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の 色彩の変更 (エ) 水面の埋立又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾そ の他の土地の形質の変更 (キ) 屋外における土石、廃棄物 又は再生資源の堆積
4 許可を受けた 行為の目的及び 理由	
6 変更の理由	
※ 摘 要	

風致地区内行為取止め届

			年	月	日
(宛先)	橿原市長				
	届出	者			
		住所			
		氏名			印
		(1	電話)
	代理	人 住所			
		氏名			印
	_		電話)
		の場合には 及び名称並			

次のとおり風致地区内行為の全部(一部)を取り止めたいので、橿原市風致地区条例 施行規則第7条第2項の規定により届出します。

	許可(協議・ 通知)年月日	年 月 日 2 許可(協議・ 第 号 通知)番号
3	行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の 新築、改築、増築又は移転(エ) 水面の埋立又は干拓(イ) 建築物その他の工作物の 色彩の変更(オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取(ウ) 宅地の造成、土地の開墾 その他の土地の形質の変更(キ) 屋外における土石、廃棄物 又は再生資源の堆積
4	行為の目的	
5	行為地の所在地	
6	取り止め部分	
7	理由	
*	摘 要	

風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書

年 月 日

印

(宛先) 橿原市長

届出者 住所

氏名

法人の場合には主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名

風致地区内において許可を受けた行為を行う地位を承継したので、橿原市風致地区条例 第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

旧	施	主	住	所						
Щ	ΜЕ	土	氏	名						
許可	可年月	月日	及び都	番号	年	月	目	橿原市指令	第	号
承	継	年	月	日						
承	継	Ø	理	由						
その	の他	必要	更な事	耳項						

注 地位承継届出書には、風致地区内行為許可書の写し及び戸籍謄本等承継の原因を明ら かにする書面を添付してください。

風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 橿原市長

 申請者 住 所

 氏 名
 印

(電話)

法人の場合には主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名

風致地区内において許可を受けた行為を行う権原を取得したので、橿原市風致地区条例 第6条第2項の規定により、地位承継の承認を申請します。

記

旧	施	主	住	所						
III	лιв	エ	氏	名						印
許可	可年月	月日	及び都	番号	年	月	日	橿原市指令	第	号
承	継	年	月	日	年	月	日			
承	継	Ø	理	毌						
そ(の他	必要	をな事	耳						

注 承認申請書には、風致地区内行為許可書の写しを添付してください。

年 月 日

(宛先) 橿原市長

住 所 印

風致地区内行為完了届出書

橿原市風致地区条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

1	許許	可 可	年	月 番	日号	年	月	日	橿原市指令	第	号
2	許可	可を	受け	た行	ī為						
3	行	為地	(の)	听在	地						
4	行完	為 了	着年	手月	日		着手 完了	£		日日	
5	摘				要						

注 1 許可を受けた行為が完了した日から5日以内に届け出てください。

(表)

第 号

所 属

職氏名

(年月日生)

上記の者は、橿原市風致地区条例第9条第1項の規定による立入検査を行う職員です。

年 月 日交付

橿原市長

印

(裏)

橿 原 市 風 致 地 区 条 例

(抜 粋)

- 第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条の規定による権限を行うため 必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある 物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。